

## 第54回通常総会開催

本会は5月28日、千葉市内のホテルにおいて第54回通常総会を開催した。

議事は、①平成21年度事業報告及び決算報告書(財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案)の承認について②平成22年度事業計画(案)、収支予算(案)並びに会費の賦課徴収方法について③常勤役員報酬の決定について④役員の欠員による補充について上程された(※)。

また、役員欠員による補充については、白鳥秀一参与が常務理事(専従)に選出された。

※新年度の事業計画案、収支予算案は前月号参照。

## 千葉県商店街振興組合連合会 千葉県商店街連合会 総会

千葉県商店街振興組合連合会「理事長 石戸新一郎・(振興) 柏二番街商店会」、千葉県商店街連合会「会長 畔高敦司・柏市商店会連合会」は5月13日、千葉市内において通常総会を開催し、平成21

年度決算と今年度予算を承認した。

また、両団体とも任期満了に伴う役員改選の件が上程され、審議の結果、理事長・副理事長、正副会長は次のとおり決定した。

### 【千葉県商店街振興組合連合会】

▽理事長 石戸新一郎・(振興) 柏二番街商店会  
▽副理事長 白井宗一郎・茂原榎町商店街(振興) 小出衛・栄町通り商店街(振興) 鳥井正俊・久留里商店街(振興) 阿部博志・千葉銀座商店街(振興)

### 【千葉県商店街連合会】

▽会長 畔高敦司(柏市商店会連合会) 副会長 伊東實(船橋市商店会連合会) 伊勢田政員(千葉市商店街連合会) 白井宗一郎(茂原市商店会連合会) 岩田富久司(松戸市商店会連合会)

## 組合運営講習会

本会は5月12日、千葉市内において組合運営講習会を開催した。

内容は①本会設立相談室による「組合の事務手続き」、②税理士の古知潔先生による「組合の税務申告」であった。なお、通常総会終了後の諸手続きについては、本誌8〜9頁を参照ください。

## 正副会長会議・理事会開催

本会は5月7日、千葉市内において正副会長会議を開催、引き続き、平成22年度第1回理事会を開催した。これは、5月28日開催の通常総会の提出議案について審議したもので、いずれも原案通り決定し、通常総会に上程されることとなった。

## 連携組織活性化研究会・組合等新分野開拓支援事業の対象組合決定

この事業は、中小企業や組合等が抱える問題や諸課題について、企業の個別対応策や組合等による組織対応策を検討し、中小企業の持続的成長に資するための自主的な研究会を支援するもので、本年度は次の組合等が対象に決定した。(5月10日現在)

### □連携組織活性化研究会

【工業連携支援部担当】▽千葉市廃棄物リサイクル事業(協)▽送变电機器千葉(協)▽船橋市有価物回収(協)▽千葉県コンクリート製品(協)▽千葉県自動車車体整備(協)▽千葉県印刷工業組合▽船橋機械金属工業(協)▽館山

工業地区経営研究会▽習志野ベンチャーINETS

【商業連携支援部担当】▽(協) 東金ショッピングセンター▽千葉県税理士(協)▽千葉県医薬品小売商業組合▽千葉学習塾(協)▽久留里商店街(振興)▽柏駅前通り商店街(振興)

### □組合等新分野開拓支援事業

【工業連携支援部担当】▽千葉県屋外広告美術(協) 商業連携支援部担当】▽白井ショッピングセンター(協)▽(振興) 柏二番街商店会

## 中小企業等協同組合法及び施行規則の一部を改正(金融ADR制度を導入)

金融商品・サービスの多様化に伴い、一般消費者からの苦情や紛争等の発生件数が増加傾向にある中で、消費者保護充実等の観点から、金融分野における裁判外紛争解決制度、いわゆる金融ADR制度に寄せられる期待は大きい(※)。こうした中、中小企業等協同組合法に基づく火災共済協同組合等では、火災共済事業等を共済事業として行っており、限定的ではあるものの組合員外の一般消費者との契約も存在していることから、

今般の金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い、組合法においても指定紛争解決機関制度が導入された。(平成22年4月1日施行)

(※) ADR (Alternative Dispute Resolution) とは「裁判外の紛争解決」、即ち、斡旋・調停・仲裁等、裁判外の手続による当事者の合意に基づき紛争の解決を図る手続。裁判による紛争解決に比べ、事案の性質や当事者の事情等に応じた迅速・簡便・柔軟な紛争解決が可能。

【組合法におけるADR制度の概要】  
▽ADR制度の対象となる組合 共済事業を員外に利用させている組合

▽ADR制度の対象となる組合の共済事業 ①共済事業 ②共済事業に附帯する事業 ③保険会社の業務の代理・事務の代行(保健募集及びその関連業務) ④共済代理店が行う共済契約の締結の代理又は媒介

### □施行期日

▽指定紛争解決機関に関する規定 平成22年4月1日▽指定紛争解決機関との契約締結義務等に関する規定 平成22年10月1日